

平成19年1月11日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号  
ファースト住建株式会社  
代表取締役社長 中 島 雄 司

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年1月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成19年1月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号<br>尼崎市中小企業センター 4階 第401会議室<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第8期（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）事業報告の内容および計算書類報告の件                        |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 第8期剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役4名選任の件   |
| 第4号議案           | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件   |
| 第5号議案           | 取締役および監査役の報酬額改定の件   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.f-juken.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 添付書類

### 事業報告

(平成17年11月1日から  
平成18年10月31日まで)

#### 1. 会社の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景として景気は回復を続けており、企業部門の好調さが家計部門へ波及することで個人消費も緩やかに増加する傾向にありました。しかしながら、原油価格の高騰や素材価格の上昇は、中小企業にとって収益を圧迫する要因となっており、また金利の上昇や税制改革の動向など、先行きに不透明な要素も含まれております。

不動産業界におきましては、地価の上昇がより鮮明に表れており、分譲用地の仕入における競争は依然として激しい状況にありました。また、原油、素材価格の上昇からくる資材価格の上昇もあり、個人消費の回復が限定的な中、これらによるコスト上昇を販売価格に完全に転嫁することは困難で、収益を圧迫する要因となっておりました。一方、販売面におきましては、地価の上昇や、ゼロ金利政策の解除などによる金利の上昇に対する懸念から、住宅需要の顕在化が進展し、堅調に推移いたしております。

このような環境の中で、当社は事業の拡大を継続していくために戸建住宅の分譲棟数を増加させ、近畿圏におけるシェア・アップを図ってまいりました。また、収益性を確保し健全な経営を行っていくことに努めてまいりました。具体的には、平成17年11月に開発事業部を新設し、従来当社が手掛けることの少なかった開発を伴う多棟現場を、仕入から販売まで一貫してプロデュースすることにより、新たな事業エリアの拡大を進めてまいりました。更に、平成18年1月に京都東支店（京都市山科区）および枚方支店（大阪府枚方市）を開設し、また平成18年6月には姫路支店（兵庫県姫路市）を開設いたしております。これにより、京都府下における当社の営業拠点は2支店となり、隣接する滋賀県や奈良県への分譲棟数拡大に貢献いたしております。一方、収益性を確保するためには、お客様のニーズを的確に捉えた魅力ある商品を企画し、提供していくことが重要であると

考え、平成17年11月に工事部商品開発課を新設いたしております。

この結果、当事業年度における業績は、売上高432億58百万円（前事業年度比 23.6%増）、経常利益44億6百万円（同 11.3%増）、当期純利益26億7百万円（同 10.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、総額で1億92百万円の設備投資を行っております。その主なものは、本社駐車場用地の取得85百万円、枚方支店駐車場用地の取得35百万円、基幹システムの取得12百万円であります。なお、当事業年度は新たに京都東支店、枚方支店および姫路支店を開設いたしておりますが、いずれの店舗も賃借物件であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の事業拡大に伴う土地仕入資金需要の増加は、主として金融機関からの借入金によりまかなっております。当事業年度末における短期借入金は49億73百万円増加し、115億55百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、平成18年7月19日付でファーストウッド株式会社の第三者割当増資を引受け、同社発行済株式の13.3%を取得いたしました。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

	第5期 (平成15年10月期)	第6期 (平成16年10月期)	第7期 (平成17年10月期)	第8期 (当事業年度) (平成18年10月期)
売上高(千円)	24,875,093	35,188,965	34,991,212	43,258,915
経常利益(千円)	2,566,867	4,448,120	3,960,527	4,406,522
当期純利益(千円)	1,474,465	2,573,415	2,349,977	2,607,078
1株当たり当期純利益	205円16銭	158円69銭	138円05銭	154円27銭
総資産(千円)	12,871,305	18,199,244	21,681,732	30,293,278
純資産(千円)	3,477,514	7,744,553	9,751,816	11,919,401
1株当たり純資産額	432円56銭	456円99銭	576円03銭	705円30銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数は、自己株式数を控除しております。
2. 平成16年6月21日付をもって普通株式1株を2株に分割いたしました。なお、第6期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
3. 第6期において純資産が増加した理由は、当期純利益が大幅に増加したことおよび平成16年9月28日を払込期日とする公募増資により、18億71百万円の資金調達を行ったことによります。
4. 第7期は、不動産市況が変化し土地仕入価格が上昇したこと等により収益性が低下し、設立以来初の減収減益となりました。
5. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 第8期は、戸建分譲事業の販売棟数拡大に取り組んだ結果、売上高が増加しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は設立より急速な発展を遂げてまいりましたが、今後も経営理念に基づいた事業の拡大を継続していくためには、会社の成長に応じた人材の採用ならびに育成が必要であると考えております。

特に当社の企画営業職は、販売をアウトソーシングする一方、緻密なマーケット調査、プロジェクトの立案、土地の仕入からプランニング、官公庁における許認可の取得、契約と業務が多岐にわたるため、その育成は非常に重要であります。また、工事部門では、施工は協力業者に分離発注する一方、工程、品質、コスト、安全の4つを徹底して管理することに人的資源を集中しておりますが、お客様にご満足していただける商品をつくり、事業を拡大していくためには、これを適切に管理する人材を確保し、育成していくことが必要であります。

これに対し、人材の採用につきましては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、平成16年4月から新卒者の定期採用を開始しており、当事業年度におきましては29名が入社いたしました。更に、中途採用も継続して実施し、即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的に開催し、法令等をはじめとする、業務に必要な知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

今後も継続して、近畿圏において1年間に2～3店の新店舗を出店していくためには、その責任者の確保が特に重要であるため、人材の採用ならびに育成を当社の最重要課題として対処してまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成18年10月31日現在）

建築工事設計施工

不動産の売買

(6) 主要な営業所等（平成18年10月31日現在）

本 社	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号	
支 店	加古川支店（兵庫県加古川市）	御影支店（神戸市東灘区）
	江坂支店（大阪府吹田市）	西宮支店（兵庫県西宮市）
	福島支店（大阪市福島区）	明石支店（兵庫県明石市）
	神戸支店（神戸市中央区）	高槻支店（大阪府高槻市）
	守口支店（大阪府守口市）	堺支店（堺市堺区）
	京都西支店（京都府向日市）	京都東支店（京都市山科区）
	枚方支店（大阪府枚方市）	姫路支店（兵庫県姫路市）

(7) 使用人の状況（平成18年10月31日現在）

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢（前事業年度）	平均勤続年数（前事業年度）
203名（+50名）	31.2才（32.5才）	2年0ヶ月（1年8ヶ月）

(8) 主要な借入先の状況（平成18年10月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,241,000
株式会社三井住友銀行	1,794,000
住友信託銀行株式会社	1,567,000
株式会社四国銀行	1,567,000
株式会社あおぞら銀行	1,293,000
兵庫県信用農業協同組合連合会	902,000
株式会社大垣共立銀行	669,000
信 金 中 央 金 庫	656,000

(9) 会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成18年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 67,600,000株
- ② 発行済株式の総数 16,900,000株
- ③ 株主数 3,614名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
中 島 雄 司	5,155,000株	30.5%
伏見管理サービス株式会社	1,800,000	10.7

(注) 出資比率は自己株式(263株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項  
当社が旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

平成16年1月29日開催の第5回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 950個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数 95,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり221,500円  
(1株当たり2,215円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり1,108円

(注) 平成16年6月21日付で1:2の株式分割を行っており、同日付で新株予約権行使時の払込金額は調整されております。

- ・新株予約権の権利行使期間 平成18年1月30日から  
平成23年1月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - i 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。
  - ii 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
  - iii 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の内容に抵触していないこと。
- ・新株予約権の保有の状況

	新株予約権の数(個)	目的である株式の数(株)	保有者数(人)
取締役	400	40,000	2
監査役	30	3,000	1
当社使用人	520	52,000	29

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役および監査役の状態 (平成18年10月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	中島雄司	
専務取締役	森脇利典	工 事 部 長
取 締 役	牛島慎吾	開 発 事 業 部 長
取 締 役	松下弘和	管 理 部 長
常勤監査役	藤本智章	
監 査 役	田村一美	田村一美公認会計士事務所所長 神明監査法人代表社員 公 認 会 計 士
監 査 役	水永誠二	弁 護 士

- (注) 1. 常務取締役 伊丹千穂子氏は、平成18年8月31日に辞任により退任いたしました。
2. 平成18年8月19日付の取締役会において、取締役 森脇利典氏は専務取締役に選任され、平成18年9月1日付で就任いたしました。
3. 監査役 田村一美氏および監査役 水永誠二氏は、社外監査役であります。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	5 名	85,700千円	
監 査 役	3 名	10,800千円	
合 計	8 名	96,500千円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年4月6日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年4月6日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額16,000千円（取締役4名に対し14,500千円、監査役1名に対し1,500千円）が含まれております。

(4) 会計監査人の状況

イ. 名称 新日本監査法人

ロ. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,183千円

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成18年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>29,465,833</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,291,679</b>
現金及び預金	7,658,340	支払手形	1,781,150
売掛金	519	支払信託	806,170
販売用不動産	8,838,124	工事未払金	2,518,764
仕掛販売用不動産	10,505,746	短期借入金	11,555,000
未成工事支出金	1,607,155	未払金	48,322
貯蔵品	1,028	未払費用	115,137
前渡金	687,100	未払法人税等	1,073,265
前払費用	25,967	未払消費税等	23,231
繰延税金資産	122,076	前受金	222,353
その他	19,774	預り金	128,666
<b>固 定 資 産</b>	<b>827,445</b>	役員賞与引当金	16,000
( 有 形 固 定 資 産 )	<b>688,312</b>	その他	3,617
建物	111,904	<b>固 定 負 債</b>	<b>82,197</b>
構築物	5,047	退職給付引当金	22,197
車両運搬具	73,544	役員退職慰労引当金	60,000
工具器具備品	83,703	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,373,876</b>
減価償却累計額	△114,226	( 純 資 産 の 部 )	
土地	528,338	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,919,401</b>
( 無 形 固 定 資 産 )	<b>23,707</b>	資本金	1,584,000
ソフトウェア	23,296	資本剰余金	1,338,350
電話加入権	411	資本準備金	1,338,350
(投資その他の資産)	<b>115,424</b>	利益剰余金	<b>8,997,646</b>
投資有価証券	40,000	利益準備金	5,400
出資金	691	その他利益剰余金	8,992,246
長期前払費用	12,177	繰越利益剰余金	8,992,246
繰延税金資産	32,975	<b>自 己 株 式</b>	<b>△595</b>
その他	29,580	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>11,919,401</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>30,293,278</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>30,293,278</b>

## 損 益 計 算 書

（平成17年11月1日から  
平成18年10月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		43,258,915
売 上 原 価		36,317,508
売 上 総 利 益		6,941,407
販売費及び一般管理費		2,504,478
営 業 利 益		4,436,928
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	389	
安 全 協 力 会 費 収 受 金	30,885	
そ の 他	9,387	40,662
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	60,549	
そ の 他	10,519	71,068
経 常 利 益		4,406,522
税 引 前 当 期 純 利 益		4,406,522
法人税、住民税及び事業税		1,835,709
法 人 税 等 調 整 額		△36,265
当 期 純 利 益		2,607,078

## 株主資本等変動計算書

（平成17年11月1日から  
平成18年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己 株式		株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	繰越 利益 剰余金			
平成17年10月31日 残高	1,584,000	1,338,350	1,338,350	5,400	6,824,661	6,830,061	△595	9,751,816	9,751,816
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	△253,496	△253,496	—	△253,496	△253,496
剰余金の配当 (中間配当額)	—	—	—	—	△168,997	△168,997	—	△168,997	△168,997
利益処分による 役員賞与	—	—	—	—	△17,000	△17,000	—	△17,000	△17,000
当期純利益	—	—	—	—	2,607,078	2,607,078	—	2,607,078	2,607,078
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	—	2,167,585	2,167,585	—	2,167,585	2,167,585
平成18年10月31日 残高	1,584,000	1,338,350	1,338,350	5,400	8,992,246	8,997,646	△595	11,919,401	11,919,401

(個別注記表)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産

および未成工事支出金……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く。）…定額法

その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 11年～42年

構築物 10年～40年

車両運搬具 2年～6年

工具器具備品 2年～10年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上することとしております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算した当期末の退職給付債務に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

(7) 当事業年度より、会社計算規則（法務省令第13号 平成18年2月7日）に基づいて、計算書類を作成しております。

(8) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、従来、株主総会決議時に未処分利益の減少として会計処理していた役員賞与を、当事業年度から発生時に費用処理しております。

なお、従来の方と比較して、販売費及び一般管理費が16,000千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来資本の部の合計に相当する金額は、11,919,401千円であります。

また、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（法務省令第13号 平成18年2月7日）により作成しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 支払信託

当事業年度より、一部の仕入先等への支払方法に一括支払信託方式を導入しております。

これにより、従来の方法と比較して、支払手形が806,170千円減少し、支払信託が同額増加しております。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	16,900,000	—	—	16,900,000

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	263	—	—	263

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 平成18年1月27日開催の第7回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 253,496千円
- ・ 1株当たり配当金額 15円00銭
- ・ 基準日 平成17年10月31日
- ・ 効力発生日 平成18年1月27日

ロ. 平成18年6月16日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 168,997千円
- ・ 1株当たり配当金額 10円00銭
- ・ 基準日 平成18年4月30日
- ・ 効力発生日 平成18年7月18日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・ 配当金の総額 168,997千円
  - ・ 1株当たり配当金額 10円00銭
  - ・ 基準日 平成18年10月31日
  - ・ 効力発生日 平成19年1月29日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年1月29日第5回定時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	95,000株
新株予約権の残高	950個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産

(流動資産)

未払事業税否認	81,122千円
未払費用否認	36,855千円
その他	6,063千円
小計	124,041千円

(固定資産)

退職給付引当金	8,528千円
役員退職慰労引当金	24,414千円
その他	32千円
小計	32,975千円
繰延税金資産計	157,017千円

繰延税金負債

前払費用認定損	△1,965千円
繰延税金負債計	△1,965千円
繰延税金資産の純額	155,051千円

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成6年1月18日）六. 1 (1)②の規定により記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	705円30銭
(2) 1株当たり当期純利益	154円27銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成18年12月22日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤博道	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本要	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	石黒一裕	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファースト住建株式会社の平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の内容を検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年12月26日

ファースト住建株式会社 監査役会  
常勤監査役 藤 本 智 章 ㊟  
監 査 役 田 村 一 美 ㊟  
監 査 役 水 永 誠 二 ㊟

(注) 監査役 田村一美、監査役 水永誠二は、社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第8期剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、将来の事業展開等を勘案して内部留保に配慮するとともに、株主の皆様への安定的かつ業績に応じた配当を行う基本方針から、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、168,997,370円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成19年1月29日（月）といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が、平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

- ① 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定（変更案第18条、第30条、第41条）  
株券を発行する旨の規定（変更案第7条）  
株主名簿管理人を置く旨の規定（変更案第9条）  
上記の各規定について新設または所要の変更を行うものであります。
- ② 単元未満株式の行使できる権利を明確に定めるものであります。（変更案第8条）
- ③ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様へこれらを提供したものとみなされることから、情報開示の充実に資するよう規定を新設するものであります。（変更案第14条）
- ④ 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とするよう新設するものであります。（変更案第26条）

- ⑤ 監査役および社外監査役が、職務の遂行にあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、監査役の責任免除および社外監査役との責任限定契約の締結を可能とするために新設するものであります。（変更案第40条）
- ⑥ 機動的な剰余金の配当を可能とするため、取締役会において剰余金の配当等を決議する旨を定めるものであります。（変更案第46条）
- ⑦ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 効率的な公告方法として電子公告を採用するものであります。（変更案第4条）
- (3) 取締役の経営責任を明確化するため、その任期を2年から1年に変更を行うものであります。（変更案第21条）
- (4) 取締役会および監査役会に関する事項は、取締役会規程または監査役会規程に基づく旨を明確に定めるものであります。（変更案第28条、第38条）
- (5) 上記の各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、ファースト住建株式会社と称し英文では、First Juken Co., Ltd. と表示する。	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. 建築工事の設計、施工並びにコンサルティング	
2. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸並びに管理	
3. 上記各号に附帯する一切の業務	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)  第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。  (公告の方法)  第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</u>  (新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式  (発行する株式の総数)  第5条 当社の発行する株式の総数は、67,600,000株とする。  (1単元の株式の数)  第6条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。  (1単元の株式の数未満の株券)  第7条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u>  (新設)</p> <p>(自己株式の取得)  第8条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(本店の所在地)  第3条 (現行どおり)  (公告方法)  第4条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。</u>  ② <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>  第2章 株式  (発行可能株式総数)  第5条 当社の発行可能株式総数は、67,600,000株とする。  (単元株式数)  第6条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。  (削除)</p> <p>(株券の発行)  第7条 当社は株式に係る株券を発行する。  ② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人（実質株主名簿を含む。以下同じ）</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利の制限</u>)</p> <p>第8条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた順序により、他の取締役が<u>これにあたる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。<u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p>第15条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、<u>議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、5名以内とする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 <u>当会社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 <u>当会社の取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の選任は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、<u>議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(<u>取締役会規程</u>)</p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第30条 監査役会の召集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会において定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の召集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、<u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 <u>(営業年度および決算期日)</u></p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とし、<u>営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第41条 <u>当社は会計監査人を置く。</u> <u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第42条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算 <u>(事業年度)</u></p> <p>第45条 <u>当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当金という）を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等)</u></p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>② 当社は、毎年4月30日または10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第47条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金には利息はつけない。</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本総会第2号議案が承認され取締役の任期が1年となることを条件として、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	中島雄司 (昭和32年6月8日生)	昭和60年4月 飯田建設工業株式会社 (現一建設株式会社) 入社 平成11年7月 当社取締役就任 平成12年3月 当社代表取締役就任 平成12年10月 当社代表取締役社長就任 (現在に至る)	5,155,000株
2	森脇利典 (昭和37年4月4日生)	平成3年4月 有限会社三晃丸入社 平成12年4月 当社入社 平成13年4月 当社取締役工事部長就任 平成18年9月 当社専務取締役工事部長就任 (現在に至る)	270,000株
3	牛島慎吾 (昭和36年7月4日生)	平成6年9月 株式会社ライフ住宅入社 平成12年10月 当社入社 平成13年8月 当社取締役企画営業部長就任 平成17年11月 当社取締役開発事業部長就任 (現在に至る)	300,000株
4	松下弘和 (昭和35年1月16日生)	昭和57年4月 ミノルタカメラ株式会社 (現 コニカミノルタホールディングス株式会社) 入社 平成13年5月 スキルインフォメーションズ株式会社入社 平成15年8月 当社入社 平成16年7月 当社管理部広報IR課長 平成18年1月 当社取締役管理部長就任 (現在に至る)	400株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成18年8月31日をもって取締役を辞任により退任されました伊丹千穂子氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
伊丹千穂子	平成11年7月 当社取締役
	平成13年4月 当社監査役
	平成14年1月 当社取締役
	平成14年2月 当社常務取締役
	平成18年8月 辞任により退任

#### 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬額は、平成13年4月6日開催の臨時株主総会において、取締役については年額1億円以内、監査役については年額2千万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化および今般の退職慰労金制度の廃止など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額1億5千万円以内、監査役の報酬額を年額2千5百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は4名であり、監査役の員数は3名であります。

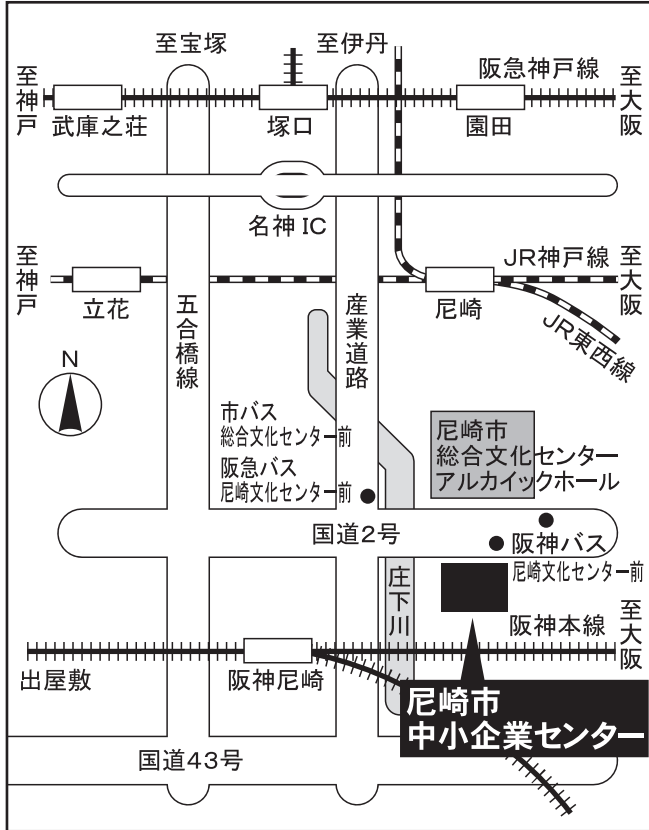
なお、第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役の員数は4名となります。

以上

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

会場：〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通二丁目 6 番68号  
尼崎市中小企業センター 4階 第401会議室  
TEL 06-6488-9501 FAX 06-6488-9525  
URL : <http://www.ama-in.or.jp>



交通 ○阪神尼崎駅 徒歩約5分